

令和 2 年度 (令和 3 年発行)

横浜市児童相談所 事業概要



キャッピー (CAPY)

★横浜市こども虐待防止キャラクター★

横浜市中央児童相談所
横浜市西部児童相談所
横浜市南部児童相談所
横浜市北部児童相談所

児童福祉法

(昭和22年12月2日制定)
(令和2年6月10日最終改正)

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

横浜市児童相談所等の沿革

◇機構改革・組織再編成に關わるもの

横浜市中央児童相談所作成

西暦	元号	月	本市・人口・国の動き	設置数	保護所	児童相談所等の動き	主な法律・関係施策等
1945	昭和20年	5月	横浜大空襲 人口814,319 児童人口311,521 (38.2%)			総人口：624,994	
1948	昭和23年	4月		1		◇神奈川県児童相談所設置 ※西区高島町	児童福祉法施行 (全面施行)
1950	昭和25年					横浜市三春園開設	生活保護法施行
1951	昭和26年	5月					児童憲章発布
1956	昭和31年	11月	地方自治法一部改正により、 児童福祉業務の権限移譲(政令 指定都市) 人口1,174,465人			◇横浜市児童相談所設置 ※神奈川区高島台	
1957	昭和32年					横浜市ときわ学園(障害児通園施設)開設	
1959	昭和34年					横浜市向陽学園(教護院)開設	児童権利宣言公布
1960	昭和35年					横浜市松風学園(障害児入所施設)開設	精神薄弱者福祉法施行
1963	昭和38年	7月				横浜市青少年相談センター開設	
1964	昭和39年	7月					母子・寡婦福祉法施行
1965	昭和40年						母子保健法施行
1966	昭和41年	12月		1		横浜市三春学園金沢区に移転 ◇横浜市児童相談所移転 ※保土ヶ谷区川辺町	★横浜市社会福祉職採用開始 ■重症心身障害児施設が児童福祉法の施設となる
1967	昭和42年	9月	人口は急増し、昭和43年には 200万人超える			◇機構改革により3係制から5係制 措置、第一相談、第二相談、診断指導、一時保護所	
1970	昭和45年		人口2,238,264 児童人口615,639 (27.5%)				
1973	昭和48年					児童福祉司、区へ巡回相談	
1974	昭和49年	10月		2		◇横浜市南部児童相談所開設 ※磯子区洋光台 ⇒ 横浜市児相は横浜市中央児相に改称、庶務係設置	
1977	昭和52年	6月	児童相談所執務提要			◇機構改革 中央、南部児相に在宅指導係設置	民生局に障害福祉部設置
1979	昭和54年	4月	養護学校義務教育化				
1980	昭和55年	11月				横浜市なしの木学園開設	
1981	昭和56年						★選考職採用廃止
1982	昭和57年	2月				◇中央児相に副主幹として精神科医配置 ファミリーグループホーム試行開始	
1985	昭和60年	4月 6月 8月	人口2,953,667 児童人口773,493 (26.2%)			◇中央児相に副所長(青少年相談センター長兼務) ◇横浜市中央児童相談所前庁舎完成 ※保土ヶ谷区川辺町 電話児童相談室開設 南部地域療育センター開設	児童福祉法改正 ・地方公共団体の事務にかかる
1986	昭和61年					国の補助金等の臨時特例等	児童福祉法改正
1987	昭和62年	9月 11月				横浜市総合リハビリテーションセンター開設 横浜療育医療センター(重心施設)開設	民法改正 ・特別養子縁組制度発足
1988	昭和63年	1月 9月				横浜いづみ学園(情短施設)開設	里親等家庭養育運営要綱実施
1990	平成2年	3月	児童相談所運営指針			「執務提要」から「児童相談所運営指針」へ	児童福祉法改正
1992	平成4年	4月				ファミリーグループホーム事業本実施	
1994	平成6年	4月 9月	子どもの権利条約批准			◇嘱託弁護士の雇用開始	■主任児童委員制度発足 横浜市児童虐待防止対策調査研究会発足 児童虐待問題連絡協議会発足
1995	平成7年	4月		3		◇横浜市北部児童相談所開設 ※都筑区	
1996	平成8年	6月	人口3,350,132 児童人口594,716 (17.8%)				横浜市子育てSOS連絡会設置
1997	平成9年		教護院→児童自立支援施設 母子寮→母子生活支援施設				児童福祉法改正
1998	平成10年	4月 7月	人口3,401,969 児童人口586,432 (17.2%)				横浜市児童福祉審議会児童部会発足 全区に区虐待防止連絡会を開
2000	平成12年	10月 11月	人口3,459,244 児童人口583,203 (16.9%)				新しい権利擁護システムに関する提言 児福審意見具申 児童虐待防止法施行 少年法改正
2001	平成13年	4月	人口3,494,335 児童人口582,163 (16.7%)			よこはま子ども虐待ホットライン開始 ◇相談調整係に児童虐待対応チーム設置	

西暦	元号	月	本市・人口・国の動き	設置数	保護所	児童相談所等の動き	主な法律・関係施策等
2002	平成14年	1月	子どもの虹情報研修センター開設（戸塚区）				各区に福祉保健センター開設（福祉事務所と保健所機能）
2003	平成15年	4月	障害児・者支援費制度	1+ (1)		◇中央児童相談所一時保護所分室設置 ：向陽学園ふじ寮改築	支援費制度
		9月	人口3,561,897 児童人口584,459 (16.4%)			東部地域療育センター開設（全区網羅）	
2004	平成16年						児童虐待防止法一部改正 面前DVでの影響を心理的虐待と定義
2005	平成17年	1月		1+ (2)		◇指導係に家庭支援担当を配置 ◇中央児童相談所一時保護所第2分室設置 ：アレルギーセンター改築	家族再統合の取り組み 発達障害者支援法
		4月	市町村相談体制			◇中央児童相談所に家庭支援担当係長を配置	児童福祉法改正 要保護児童対策地域協議会設置
2006	平成18年	4月				◇こども青少年局発足 ◇第4児童相談所設置構想 支援課長配置 ◇南部・北部児童相談所に家庭支援担当係長を配置	障害者自立支援法
2007	平成19年	3月	人口3,630,686 児童人口586,212 (16.2%)	2+(1)		◇南部児童相談所一時保護所開設に伴い、一時保護所分室閉鎖	
		4月				サルビア（重心施設）開設 ◇養育支援家庭訪問員を配置	
		6月		4	3	◇（新）横浜市中央児童相談所開設 ※南区浦舟町 ◇（旧）中央児相を西部児童相談所に改称 ※保土ヶ谷区川辺町	
						◇中央児童相談所にはばたき設置 ※南区浦舟町 ◇横浜市中央児童相談所及び一時保護所移転開設に伴い一時保護所第二分室閉鎖 一時保護所 84人⇒131人	
2008	平成20年		人口3,680,618 児童人口591,434 (16.1%)			家族再統合チーム 里親担当福祉司	★専任職制度の導入 横浜市こどもの社会的養護グランドデザイン ⇒在宅支援と家庭支援・施設支援の将来構想 児童福祉法改正 ・要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化 児童虐待防止法改正 ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化（臨検捜索） ・保護者に対する措置児童との面会又は通信等の制限の強化
2009	平成21年	4月	人口3,694,593 児童人口592,647 (16.0%)			里親種別の変更、研修の充実 ◇里親対応専門員配置	児童福祉法改正 ・被措置児童等の虐待対応窓口
		6月 8月				杜の郷（児童養護施設）開設 ポート金が谷（児童養護施設）開設	
2010	平成22年	1月	人口3,700,245 児童人口591,859 (16.0%)			◇虐待対応専門員を配置	横浜市児童虐待対策プロジェクト発足
2011	平成23年	5月				◇中央児童相談所に虐待対応・地域連携課設置	
2012	平成24年	3月	人口3,702,388 児童人口590,848 (15.9%)			親権停止制度の新設等に伴う事務取扱変更 保護者等の意に反して一時保護が2か月を超過する場合⇒児童福祉審議会の審議案件	民法等の一部を改正する法律 ・親権停止制度の創設 ・児相長・施設長親権代行 ・未成年後見制度見直し 児童福祉法改正
2013	平成25年	4月 9月	人口3,712,351 児童人口585,490 (15.8%)	4		◇障害児支援業務を区に事務移管 育成係廃止 ◇障害児支援担当係長配置 ◇北部児童相談所に一時保護所開設 一時保護所 131人⇒161人	横浜市子ども虐待対応連携強化指針策定
2014	平成26年	4月 11月	人口3,722,428 児童人口583,087 (15.7%)			児童福祉司 81	虐待対応調整チーム編成（区） 横浜市子供を虐待から守る条例制定
2015	平成27年	4月	人口3,722,428 児童人口583,087 (15.7%)			児童福祉司 83 ◇虐待対応専門幹（警察OB）配置	

西暦	元号	月	本市・人口・国の動き	設置数	保護所	児童相談所等の動き	主な法律・関係施策等
2016	平成28年	4月	※27国勢調査 市人口 3,724,844人 児童相談所強化プラン			児童福祉司 91	児童福祉法改正 ・理念の明確化等
2017	平成29年	4月	市人口 3,731,096人 児童人口 564,999人 (15.1%)			児童福祉司の法定研修義務化 児童福祉司 102 横浜中里学園（児童養護施設）開設	児童福祉法改正 ・司法関与の強化等
2018	平成30年	1月 3月 4月 7月 12月	市人口 3,733,084人 児童人口 558,564人 (15.0%)			ぱらいと・えき（福祉型障害児入所施設）再整備完了 児童福祉司 109	区虐待対応調整チーム担当係長配置 (鶴見・南・磯子・瀬谷) 児童虐待対策緊急総合対策 児童虐待防止対策体制総合強化プラン
2019	平成31年 令和元年	3月末 4月 6月	市人口 3,745,377人 児童人口 559,733人 (14.9%)			児童福祉司 132 ◇中央児相に弁護士常勤配置	民法一部改正 ・特別養子縁組年齢上限引き上げ 児童虐待防止法及び児童福祉法改正(令和2年施行予定) ・体罰の禁止
2020	令和2年	1月 3月末 4月 5月 12月	新市庁舎竣工 市人口 3,757,831人 児童人口 553,123人 (14.7%)			児童福祉司 182 児童心理司 43 ◇はばたきを児童養護施設に一時移転 ◇新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、旧はばたきスペースでの一時保護対応班結成（保護実績：0件） ◇旧市民病院保育棟を借上げ一時保護対応を開始（保護実績：0件）	法改正(令和2年施行) ・体罰の禁止 ・児童の意見表明権 ・児童心理司配置基準を定める
2021	令和3年	3月末 4月	市人口 3,758,300人 児童人口 544,518人 (14.5%)			児童福祉司 192 児童心理司 54 ◇児童相談所児童福祉司等業務手当を新設 ◇支援係に児童福祉司SV配置	

目 次

第一部 ~事業説明~

I 児童相談所の業務

1 児童相談所の業務	1
2 相談・援助の流れ	2

II 横浜市児童相談所の概要

1 横浜市の概要	6
2 所在地・所管区域等	7
3 組織及び機構	8
4 各係の業務内容	9
5 主な事業・制度・体制	10

第二部 ~統計~

I 相談取扱状況

1 新規相談受付件数の推移（相談種別）	12
2 新規相談受付件数（児童相談所別）	13
3 経路別新規相談受付件数の推移	14
4 新規相談対応件数の推移	15
5 新規相談対応件数（児童相談所別）	15

II 相談種別取扱件数

1 養護相談	16
2 障害相談	17
3 非行相談	18
4 育成相談	20

III 里親制度

1 里親の種別	21
2 里親認定の流れ	21
3 里親の登録・委託状況	22
4 里親研修・制度説明会	22
5 養育懇談会	24
6 里親対応専門員	24
7 フレンドホーム事業	25

IV 一時保護所・施設入退所状況

1 一時保護実施状況	26
2 児童福祉施設の入退所状況の推移	30
3 家族再統合事業	31

V 児童虐待対応状況

1 児童虐待相談の対応状況	32
2 児童虐待対応体制	33
3 児童虐待防止対策事業	34
4 法的対応件数の推移	36

第三部 ~資料~

I 資料

1 健全育成事業	37
2 養育支援家庭訪問事業	38
3 医学的支援及び心理学的支援	39
4 未成年後見人支援事業	41
5 電話児童相談室活動状況	42
6 児童相談所職員研修受講状況	43

I 児童相談所の業務

1 児童相談所の業務

(1) 設置目的

児童相談所は、児童に関する家庭その他の相談に応じ、児童が有する問題又は子どもの真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な援助を行い、もって児童の福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関で、その任務、性格に鑑み、都道府県及び指定都市に設置義務が課せられている。（児童福祉法第12条、第59条の4）

(2) 主な業務（児童福祉法第11条第1項、第12条第2項、第26条、第27条、第33条）

- 児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること
- 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと
- 児童及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと
- 施設入所等の措置を行うこと
- 児童の一時保護を行うこと

(3) 基本的機能

- 相談機能

児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した児童の援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）

- 一時保護機能

必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する機能（児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条）

- 措置機能

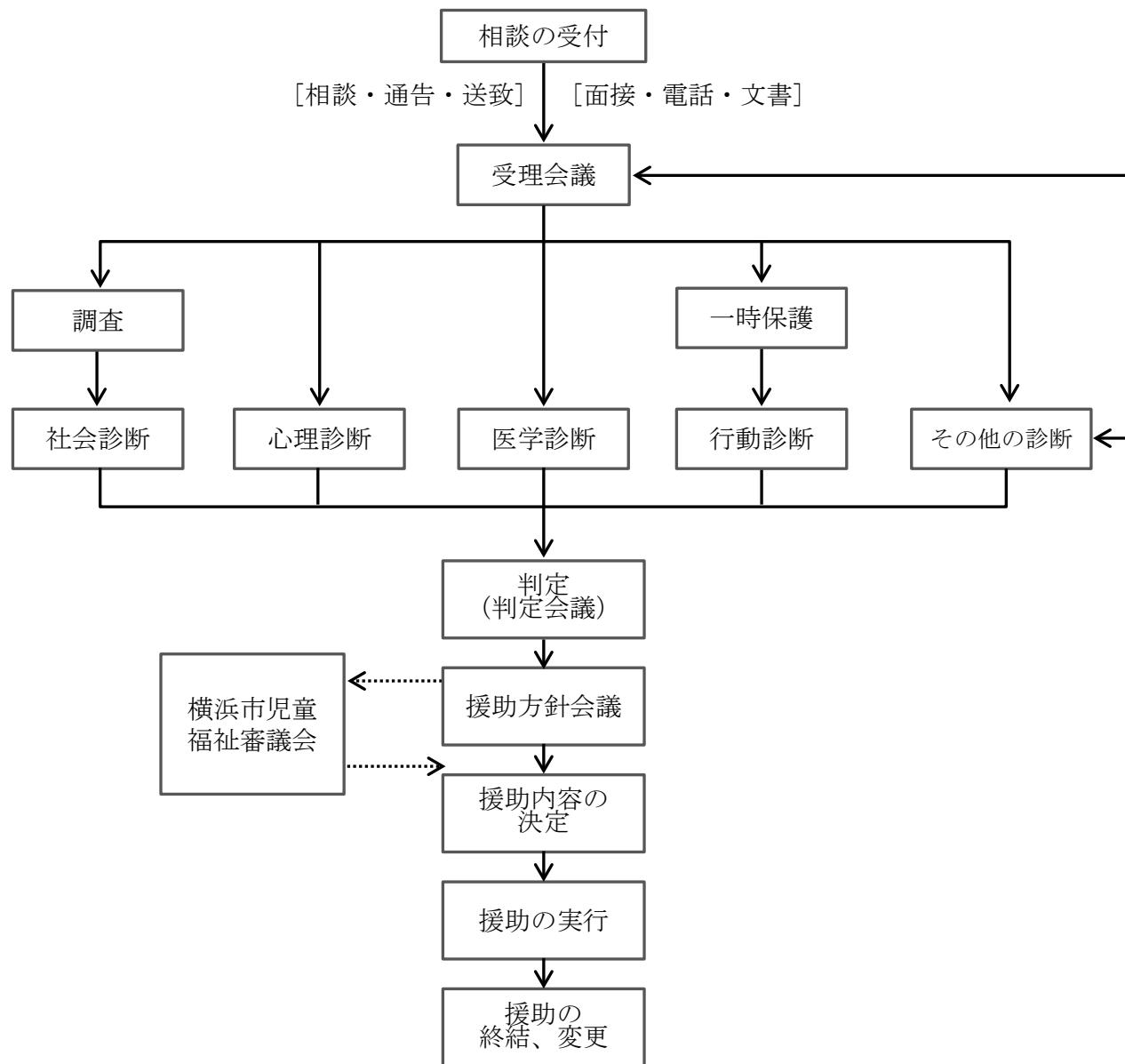
児童又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は児童を児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の機能（児童福祉法第26条、27条（第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）

- 市町村への支援機能

横浜市児童相談所では、区福祉保健センターが行う児童虐待相談等に対する必要な援助を行う（児童福祉法第12条第2項）

2 相談・援助の流れ

(1) 相談援助活動の体系



援助の種類	
<p>1 在宅指導等</p> <p>(1) 措置によらない指導 (12条2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 助言指導 イ 繼続指導 ウ 他機関斡旋 <p>(2) 措置による指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 児童福祉司指導 (26条1項2号、27条1項2号) イ 児童委員指導 (26条1項2号、27条1項2号) ウ 児童家庭センター指導委託 (26条1項2号、27条1項2号、44条の2) エ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27条1項2号) 	<p>2 児童福祉施設入所措置 (27条1項3号、27条の2、31条)</p> <p>指定医療機関委託 (27条2項)</p> <p>3 里親委託 (27条1項3号)</p> <p>4 児童自立生活援助措置 (32条1項、33条の6)</p> <p>5 福祉事務所送致、通知 (26条1項3号・4号・5号、63条の2、63条の3)</p> <p>6 家庭裁判所送致 (27条1項4号、27条の3)</p> <p>7 家庭裁判所への家事審判の申立て</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設入所の承認 (28条1項、2項) (2) 親権喪失・親権停止等の審判の請求 (33条の7) (3) 後見人選任の請求 (33条の8) (4) 後見人解任の請求 (33条の9)

※ ()の数字は、児童福祉法

(2) 相談の種類

養護相談	
1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交・性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
2. その他の相談	父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	
3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	
4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
5. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
7. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談
9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	
10. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	
12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘默、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題がある子どもに関する相談
13・不登校相談	学校及び幼稚園、保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
14・適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

(3) 援助の種類

	内 容														
在宅指導等															
措置によらない指導	<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">助言指導（12条2項）</td><td>助言、情報提供等により、日常生活の中で、児童の有する問題が解決されると考える場合の指導。愛の手帳の判定など。</td></tr> <tr> <td>継続指導（12条2項）</td><td>児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ、訪問する等により、継続的にソーシャルワーク等を行う。</td></tr> <tr> <td>他機関あっせん・紹介（12条2項）</td><td>児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。</td></tr> </table>	助言指導（12条2項）	助言、情報提供等により、日常生活の中で、児童の有する問題が解決されると考える場合の指導。愛の手帳の判定など。	継続指導（12条2項）	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ、訪問する等により、継続的にソーシャルワーク等を行う。	他機関あっせん・紹介（12条2項）	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。								
助言指導（12条2項）	助言、情報提供等により、日常生活の中で、児童の有する問題が解決されると考える場合の指導。愛の手帳の判定など。														
継続指導（12条2項）	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ、訪問する等により、継続的にソーシャルワーク等を行う。														
他機関あっせん・紹介（12条2項）	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。														
措置による指導	<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">児童福祉司指導 (26条1項2号) (27条1項2号)</td><td>家庭環境に起因する複雑な問題のある児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所または家庭訪問等の方法により継続的に行う指導。 児童虐待を行った保護者に対して行う指導。</td></tr> <tr> <td>児童委員指導 (26条1項2号) (27条1項2号)</td><td>問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員が行う指導。</td></tr> <tr> <td>児童家庭支援センター 指導委託 (26条1項2号) (27条1項2号) (44条の2)</td><td>児童福祉司が継続的に指導を行うことが困難な場合や、過去の相談経緯から児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースに対して行う指導。</td></tr> <tr> <td>知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導 (27条1項2号)</td><td>問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当なケースに対して行う指導。</td></tr> <tr> <td>障害児相談支援事業を行なう者の指導 (26条1項2号) (27条1項2号)</td><td>障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯等の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられるケースに対して行う指導。</td></tr> <tr> <td>指導の委託 (26条1項2号) (27条1項2号)</td><td>指導を適切に行なうことができる者に指導を委託すること。</td></tr> <tr> <td>訓戒、誓約措置 (27条1項1号)</td><td>子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込がある場合に行なう。</td></tr> </table>	児童福祉司指導 (26条1項2号) (27条1項2号)	家庭環境に起因する複雑な問題のある児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所または家庭訪問等の方法により継続的に行う指導。 児童虐待を行った保護者に対して行う指導。	児童委員指導 (26条1項2号) (27条1項2号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員が行う指導。	児童家庭支援センター 指導委託 (26条1項2号) (27条1項2号) (44条の2)	児童福祉司が継続的に指導を行うことが困難な場合や、過去の相談経緯から児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースに対して行う指導。	知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導 (27条1項2号)	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当なケースに対して行う指導。	障害児相談支援事業を行なう者の指導 (26条1項2号) (27条1項2号)	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯等の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられるケースに対して行う指導。	指導の委託 (26条1項2号) (27条1項2号)	指導を適切に行なうことができる者に指導を委託すること。	訓戒、誓約措置 (27条1項1号)	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込がある場合に行なう。
児童福祉司指導 (26条1項2号) (27条1項2号)	家庭環境に起因する複雑な問題のある児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所または家庭訪問等の方法により継続的に行う指導。 児童虐待を行った保護者に対して行う指導。														
児童委員指導 (26条1項2号) (27条1項2号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員が行う指導。														
児童家庭支援センター 指導委託 (26条1項2号) (27条1項2号) (44条の2)	児童福祉司が継続的に指導を行うことが困難な場合や、過去の相談経緯から児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースに対して行う指導。														
知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導 (27条1項2号)	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当なケースに対して行う指導。														
障害児相談支援事業を行なう者の指導 (26条1項2号) (27条1項2号)	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯等の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられるケースに対して行う指導。														
指導の委託 (26条1項2号) (27条1項2号)	指導を適切に行なうことができる者に指導を委託すること。														
訓戒、誓約措置 (27条1項1号)	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込がある場合に行なう。														
児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託															
<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">児童福祉施設等入所 (27条1項3号) (27条の2) (31条)</td><td>乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。</td></tr> <tr> <td>指定医療機関委託 (27条2項)</td><td>医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。</td></tr> </table>	児童福祉施設等入所 (27条1項3号) (27条の2) (31条)	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。	指定医療機関委託 (27条2項)	医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。											
児童福祉施設等入所 (27条1項3号) (27条の2) (31条)	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。														
指定医療機関委託 (27条2項)	医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。														

※ ()内の数字は、児童福祉法

内 容	
里親、小規模住居型児童養育事業委託	
里親委託 (27条1項3号)	児童の養育を主たる目的とする養育里親、又は養子縁組を目的とする養子縁組里親に委託する。
小規模住居型児童養育事業委託 (27条1項3号)	小規模住居型児童養育事業を行う者に委託する。
児童自立生活援助 (33条の6)	義務教育終了後、児童自立支援施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るために必要な場合において、その児童の自立を図るために必要な場合において、その児童から申込みがあったときは自立援助ホームに入所させ、社会的自立に向けた援助を行う。
福祉事務所送致等	
福祉事務所送致等 (26条1項3・4・5号)	子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う指導。 助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所を要すると認められる場合に行う指導。
家庭裁判所送致	
家庭裁判所送致 (27条1項4号) (27条の3)	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致すること。 ※少年法第3条2項、6条7項
家庭裁判所に対する家事審判の申立て	
家事審判請求 (28条) (33条の7・8・9)	児童福祉施設等の入所の承認の請求、親権一時停止・親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。

※ ()内の数字は、児童福祉法

II 横浜市児童相談所の概要

1 横浜市の概要

横浜市は、関東地方南部、神奈川県の東部に位置しています。東京湾に面した都市で、同県の県庁所在地です。神奈川県内の市町村では、面積が最も広くなっています。1956年に政令指定都市になり、現在18の行政区があります。現在の総人口は日本の市町村では最も多く、人口集中地区人口も東京特別区に次いで多くなっています。

横浜市政の中心地は市庁舎のある北仲通地区（中区の馬車道駅・桜木町駅周辺）で、横浜市域の中央駅は横浜駅（西区）、横浜市の経済活動の中心地は横浜駅周辺地域です。

(令和3年3月31日現在)	
行政区数	18区
面積	435.71km ²
人口	3,758,300人
児童人口	544,518人



横浜の歴史

1859(安政6年)	横浜開港(陰暦6月2日)
1872(明治5年)	新橋・横浜間に鉄道開通
1889(明治22年)	市政施行(4月1日)。面積5.4km ² 、人口116,193人
1911(明治44年)	赤レンガ倉庫(2号館)竣工
1923(大正12年)	関東大震災(9月1日)
1928(昭和3年)	市営バス開業
1930(昭和5年)	山下公園開園
1945(昭和20年)	横浜大空襲(5月29日)。市街地の46%が被災
1956(昭和31年)	政令指定都市となる
1961(昭和36年)	横浜マリンタワー完成(2009年リニューアル)
1972(昭和47年)	市営地下鉄開業(上大岡～伊勢佐木長者町間)
1983(昭和58年)	「みなとみらい21」事業着工
1988(昭和63年)	海の公園開園
1989(平成元年)	市政100周年・開港130周年、「横浜博覧会」開催
1999(平成11年)	横浜ベイブリッジ開通、金沢シーサイドライン開業
2002(平成14年)	よこはま動物園ズーラシア開園
2004(平成16年)	市営地下鉄ブルーライン全線開通
2008(平成20年)	横浜大さん橋国際客船ターミナルリニューアル
2009(平成21年)	みなとみらい線開通
2010(平成22年)	市営地下鉄グリーンライン開業
2011(平成23年)	開港150周年、「開国博Y150」開催
2012(平成24年)	開港150周年、「横浜トリエンナーレ2011」開催
2013(平成25年)	DanceDanceDance@YOKOHAMA2012 開催
2015(平成27年)	「第5回アフリカ開発会議」開催
2016(平成28年)	市内初の市民参加型フルマラソン「横浜マラソン」開催
2017(平成29年)	氷川丸が国の重要文化財に指定
2019(令和元年)	「第33回全国都市緑化よこはまフェア」開催
2020(令和2年)	横浜市役所の新庁舎が完成

開港50周年を記念して作られた横浜市歌

明治42(1909)年、開港50周年を記念して作られた横浜市歌。作詞は文豪・森鷗外(林太郎)、作曲は南能衛です。市歌が市民の皆さんに親しまれ、100年以上も歌い継がれているのは、全国でも珍しいことです。

わが日本の本は島國よ
朝日かがよう海に
連りそばだつ島々なれば
あらゆる國より舟こそ通え
されば港の数多かれど
この横浜にまさるあらめや
むかし思えばとま屋の煙
ちらりほらりと立てりしところ
今はもも舟もも千舟
泊まるところぞ見よや
果なく栄えて行くらんみ代を
飾る宝も入りくる港

2 所在地・所管区域等

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置された児童福祉行政の第一線機関であり、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

各区の福祉保健センター（各区役所）においても子どもに関する相談を受け付けていますが、特に児童相談所では、児童の一時保護や児童福祉施設等への入所が必要である場合など、より専門的な判断や法令上の対応などが求められる相談に応じています。

横浜市では、4か所の児童相談所で相談を受けており、全国の政令市で児童相談所を複数設置している都市は、横浜市の4か所が最多です。



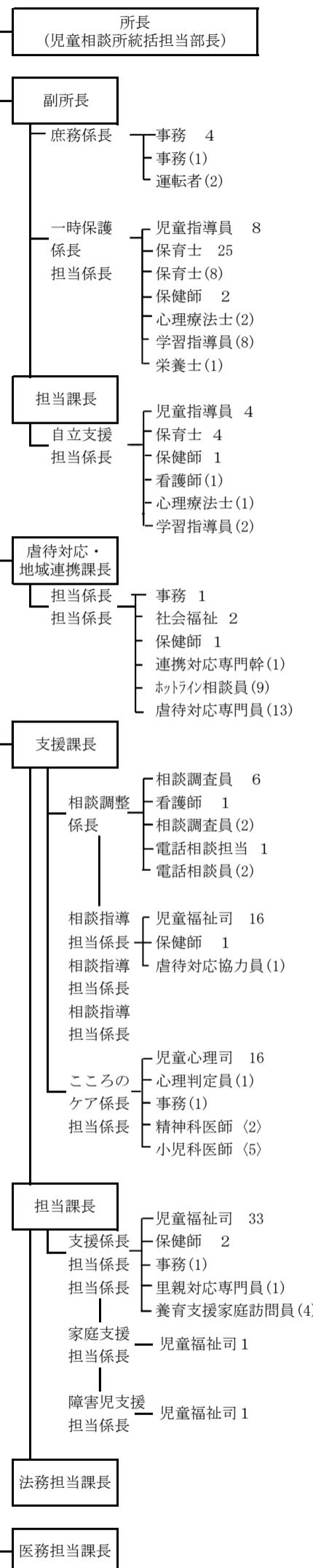
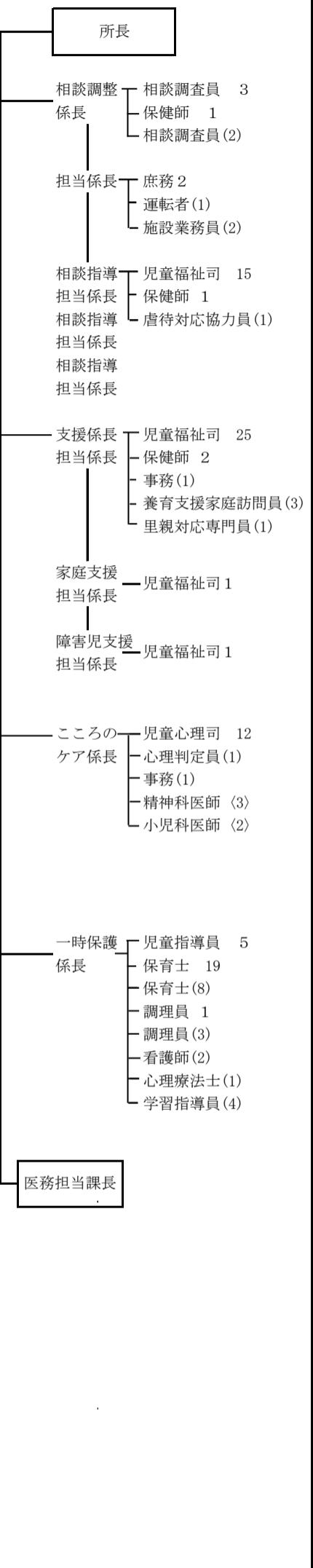
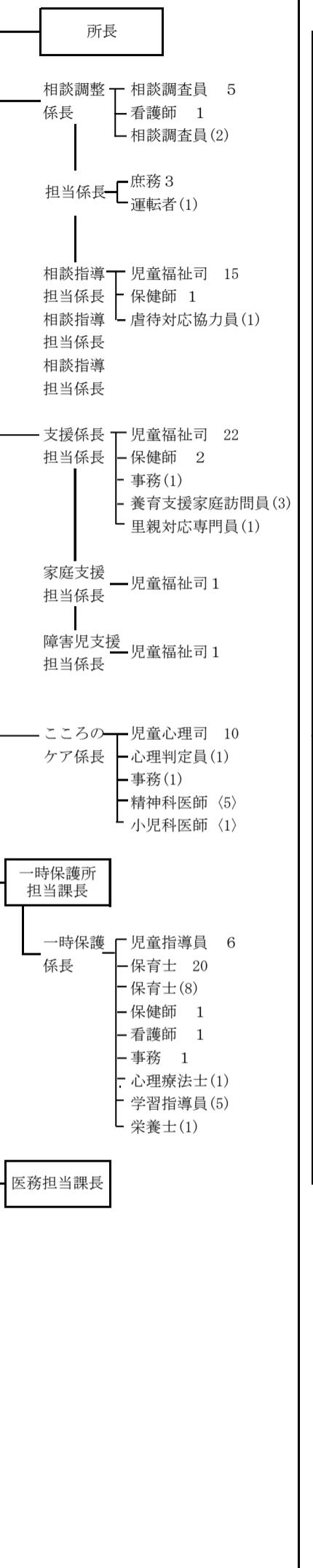
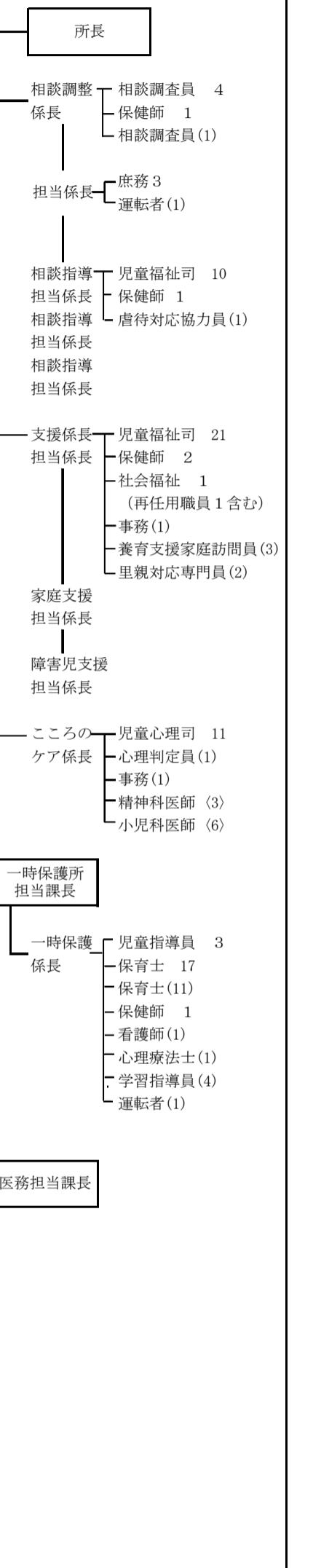
	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
住所	〒232-0024 南区浦舟町3-44-2	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町5-10	〒235-0045 磯子区洋光台3-18-29	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1
電話	045(260)6510	045(331)5471	045(831)4735	045(948)2441
所管区	鶴見・神奈川・西・中・南	保土ヶ谷・旭・泉・瀬谷	港南・磯子・金沢・戸塚・栄	港北・緑・青葉・都筑
児童人口	132,767人	101,870人	141,415人	168,466人
設置年月日	昭和31年11月1日	平成19年6月25日	昭和49年10月1日	平成7年4月24日
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨 造 地上5階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建	鉄筋コンクリート造 地上2階建	鉄筋一部鉄骨コンクリート造 地上6階地下1階建

【案内図】



3 組織及び機構

令和3年4月13日現在

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
敷地面積	1,967.97m ²	1,356.14m ²	1,640.20m ²	18,896.63m ²
建物延べ面積 [保護所]	4,476.47m ² (内児相分3,928.72m ²) ※保護所含む	3,129.76m ² (内児相分2,697.27m ²) ※保護所含む	961.65m ² [1501.74m ²]	30,764.19m ² (内児相分2,976.41m ²) [997.48m ²]
				
正規職員	155人	101人	104人	88人
再任用職員	0人	0人	0人	1人
月額会計年度任用職員	62人 計217人 (ほか委嘱医師7人)	31人 計132人 (ほか委嘱医師5人)	26人 計130人 (ほか委嘱医師6人)	29人 計118人 (ほか委嘱医師9人)

・ () 内は月額会計年度任用職員 () 内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 597人 [正規職員 448人 再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 148人] (ほか委嘱医師 計27人)

4 各係の業務内容

令和3年7月1日現在

		業務内容
	庶務係 (中央児童相談所のみ)	1 児童相談所の文書及び予算に関すること 2 庁舎の維持管理に関すること 3 一時保護中の児童の所持物の保管等に関すること 4 西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所との連絡調整に関すること 5 他の係の主管に属さないこと
	虐待対応・地域連携課 (中央児童相談所のみ)	1 児童虐待対応の統括（初動体制に関することを含む）に関すること 2 児童相談所職員の人材育成に関すること 3 地域における関係機関相互の連携促進に関すること
相談調整係	(中央児童相談所)	1 児童の相談の受付及び措置に関すること 2 福祉保健センター、児童福祉施設その他関係機関との連絡調整に関すること 3 児童相談所の社会福祉統計に関すること 4 電話相談に関すること 5 児童虐待への初期対応に関すること 6 里親の相談受付に関すること 7 西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所との連絡調整に関すること
	(西部児童相談所) (南部児童相談所) (北部児童相談所)	1 児童の相談の受付及び措置に関すること 2 福祉保健センター、児童福祉施設その他関係機関との連絡調整に関すること 3 それぞれの児童相談所に係る社会福祉統計に関すること 4 それぞれの児童相談所の文書及び予算に関すること 5 庁舎の維持管理に関すること 6 一時保護中の児童の所持物の保管等に関すること 7 児童虐待への初期対応に関すること 8 里親の相談受付に関すること 9 他の係の主管に属さないこと
支援係		1 児童及び家庭についての相談、調査、支援等に関すること 2 里親の認定及び支援等に関すること 3 養子縁組の相談及びこれに係る調査並びに養子縁組の許可に関すること 4 児童の非行についての相談、指導等並びに児童の自立支援 5 家庭裁判所に係属する事件に関すること 6 施設入所後の支援に関すること 7 児童虐待を受けた児童とその親への継続的な支援（他の係の主管に属するものを除く） 8 家族再統合に関すること 9 心身障害児の支援に関すること
こころのケア係		1 児童の医学的・心理学的診断、治療及び援助に関すること 2 児童虐待に係る心のケア
一時保護係		1 児童の一時保護に関すること 2 児童の自立支援に関すること（中央児童相談所のみ）

5 主な事業・制度・体制

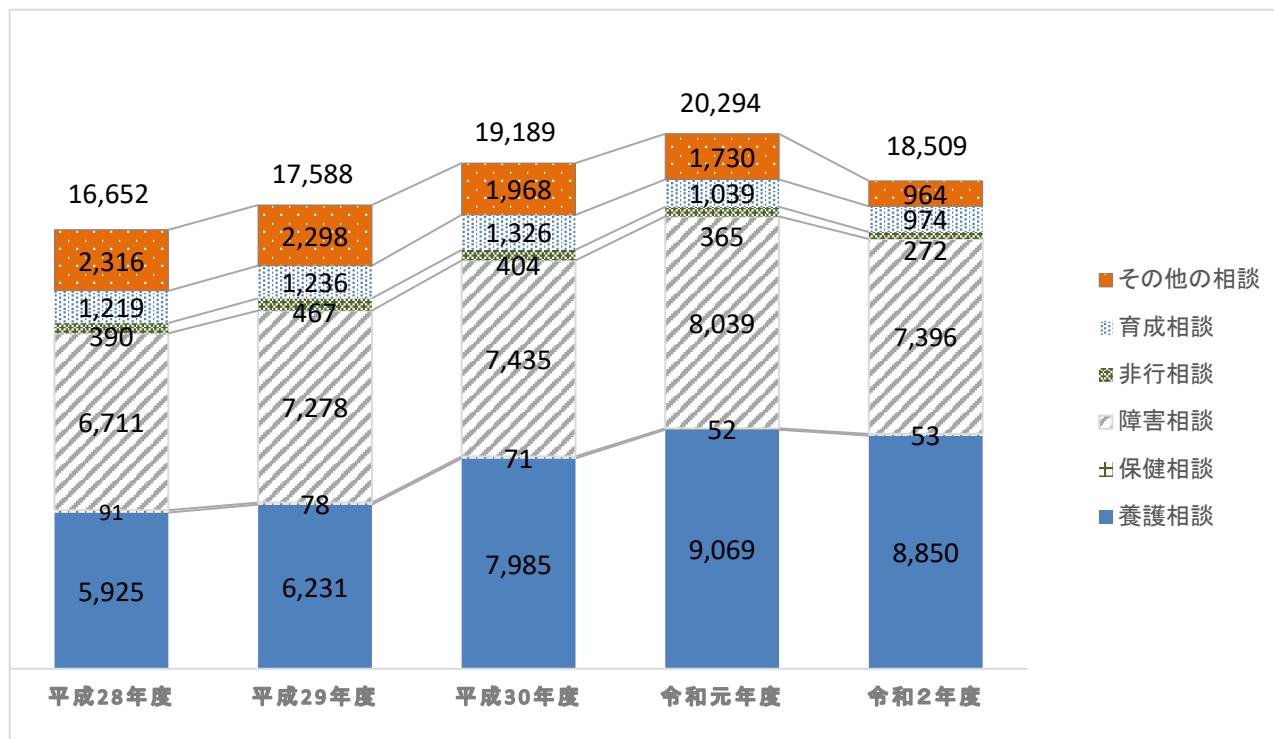
	内容	詳細掲載ページ
相談対応	専門的な知識及び技術を要する子どもに関する相談を電話・来所・訪問により受け、調査・診断・指導等効果的な相談援助活動を実施	p. 12～p. 20
里親への支援	里親の指導・ケアを行うことにより、里親の養育を支援 里親研修・制度説明会の実施 里親の育成や里親家庭へのホームヘルパーの派遣など	p. 21～p. 25
フレンドホーム事業	施設入所中の児童で保護者のもとに一時帰宅できない児童を短期間フレンドホームとして登録している家庭に委託し、家庭的雰囲気を体験	p. 25
一時保護・施設入退所	要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期入所指導・施設入所準備のために実施。児童によっては、児童福祉施設等へ一時保護委託。自立支援部門では、通学・就労支援、施設後方支援、家庭支援に対応	p. 26～p. 30
家族再統合支援事業	子どもの安全と支援体制を確保し、家庭への復帰を推進 保護者支援のため、専門家によるグループカウンセリング実施	p. 31
児童虐待対応体制	各所相談調整係に相談指導担当（虐待対応チーム）を設置 児童福祉司を補助する児童虐待対応協力員を配置 よこはま子ども虐待ホットライン相談員を配置 夜間・休日の児童虐待通告等に緊急対応する虐待対応専門員を中央児童相談所に配置	p. 33～p. 34
カウンセリング強化事業	虐待相談等により継続支援中の養育者のカウンセリングを医療機関に委託	p. 34
医療的機能強化事業	地域医療機関と連携し、子どもの体に生じた傷、痣、骨折等について、児童相談所が持つ医療情報へのコンサルテーション、画像診断、意見書の作成などの医学的助言を依頼	p. 34
被虐待児支援強化事業	性的虐待等を受けた子どもに対し、被害確認面接及び系統的全身診察の実施。面接等に係る職員への専門家からの助言・指導、専門的な面接技術や診察に関する研修の実施	p. 35
法的対応機能強化事業	児童の権利を擁護するため、弁護士の助言を受ける 児童福祉法第28条等法的対応事例について、弁護士を代理人に選任	p. 36
在宅指導児童健全育成事業	在宅指導中の被虐待児等を対象に、社会生活技術・対人スキルの向上を目的とした通所指導、野外指導等の実施	p. 37
養育支援家庭訪問事業	児童虐待の予防・再発防止を図ることを目的に、養育支援家庭訪問員による訪問支援、ヘルパー派遣による訪問支援の実施	p. 38
療育手帳（愛の手帳）、特別児童扶養手当制度	愛の手帳交付や特別児童扶養手当支給のための心理判定や診察	p. 39～40
ひきこもり・不登校児童等家庭支援事業（家族療法事業）	ひきこもり、不登校等に悩む児童や家庭を支援するため、家族療法による家族関係等の治療 情緒障害児及びその養育者に対し、社会性を育て、情緒の安定と活性化を図るために個別指導を実施	

	内容	詳細掲載 ページ
未成年後見人支援事業	児童相談所長が未成年後見人の選任請求を行い、未成年後見人として選任された者に対する助成	p. 41
電話児童相談室	子どもの様々な相談に対して、専任の相談員が応じる電話相談の実施	p. 42
児童相談所普及啓発事業	児童相談所の業務をより多くの市民に周知し、地域や関係機関との連携を図るため広報活動の実施	p. 45
臓器提供に伴う児童虐待情報の提供制度	18歳未満の児童の臓器を提供しようとする医療施設に対して、当該児童に関し児童相談所で保有する児童虐待の有無等の情報を提供	

I 相談取扱状況

1 新規相談受付件数の推移（相談種別）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
養護相談	児童虐待相談	4,567	5,014	6,724	7,756	7,767
	その他の相談	1,358	1,217	1,261	1,313	1,083
保健相談		91	78	71	52	53
障害相談	肢体不自由相談	63	59	59	62	39
	視聴覚障害相談	8	4	4	1	0
育成相談	言語発達障害相談	6	8	14	4	2
	重症心身障害相談	176	157	130	119	53
非行相談	知的障害相談	6,446	7,040	7,221	7,842	7,290
	発達障害相談	12	10	7	11	12
その他	ぐ犯行為等相談	214	276	221	195	157
	触法行為等相談	176	191	183	170	115
その他	性格行動相談	661	639	639	533	585
	不登校相談	97	100	144	115	59
	適性相談	19	26	26	7	23
	しつけ相談	442	471	517	384	307
その他		2,316	2,298	1,968	1,730	964
計		16,652	17,588	19,189	20,294	18,509



2 新規相談受付件数（児童相談所別）

		中央	西部	南部	北部	電話児童相談室	計
養護相談	児童虐待相談	2,448	1,624	1,859	1,836	0	7,767
	その他の相談	359	266	210	144	104	1,083
保健相談		2	0	0	0	51	53
障害相談	肢体不自由相談	8	12	7	12	0	39
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害相談	0	0	0	0	2	2
	重症心身障害相談	16	10	20	7	0	53
	知的障害相談	1,786	1,594	2,049	1,855	6	7,290
	発達障害相談	1	0	9	0	2	12
非行相談	ぐ犯行為等相談	54	35	26	34	8	157
	触法行為等相談	34	39	18	23	1	115
育成相談	性格行動相談	67	96	47	51	324	585
	不登校相談	7	7	9	7	29	59
	適性相談	0	0	1	0	22	23
	しつけ相談	1	0	0	0	306	307
その他の相談		13	7	9	2	933	964
計		4,796	3,690	4,264	3,971	1,788	18,509

※ 相談種別ごとの内訳は、p.16～20から記載

3 経路別新規相談受付件数の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
都道府県・市町村	児童相談所	1,090	1,057	1,187	1,391	1,152
	福祉保健センター	5,435	5,955	6,079	6,490	6,436
	その他	1,139	1,150	1,308	1,415	1,049
児童福祉施設・指定医療機関	保育所	31	29	54	25	83
	児童福祉施設	183	239	190	150	172
	指定医療機関	2	0	2	0	1
児童家庭支援センター		0	2	4	0	0
警察等		2,442	2,972	4,438	5,161	4,503
家庭裁判所		62	55	59	50	44
保健所		0	0	0	1	0
医療機関		110	111	122	147	110
学校等	幼稚園 (認定こども園含む)	13	11	6	12	14
	学校	387	406	451	468	694
	教育委員会	3	4	4	8	2
里親		19	21	22	10	18
児童委員(通告の仲介を含む)		1	4	2	4	2
家族・親戚		5,032	4,955	4,637	4,247	3,242
近隣・知人		471	416	425	472	642
児童本人		106	95	91	109	152
その他		126	106	108	134	193
電話児童相談室(再掲)		(3,464)	(3,374)	(3,109)	(2,618)	(1,788)
計		16,652	17,588	19,189	20,294	18,509

4 新規相談対応件数の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
面接指導	助言指導	13,159	14,217	15,411	15,861	16,271
	継続指導	1,041	961	1,191	1,044	1,192
	他機関斡旋	4	2	0	0	0
児童福祉司指導		71	77	111	140	123
福祉事務所送致又は通知		127	181	136	127	91
児童福祉施設	入所	220	192	197	197	162
	法27条の3家裁送致再掲	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)
	通所	4	5	5	2	5
指定医療機関委託		0	1	1	2	1
里親委託		33	28	32	35	28
家裁送致 法27条第1項第4号		7	7	4	7	6
障害児施設契約		192	184	151	137	56
その他		1,334	1,450	1,521	1,822	1,574
計		16,192	17,305	18,760	19,374	19,509

5 新規相談対応件数（児童相談所別）

* 電話相談室を含む

		中央*	西部	南部	北部	計
面接指導	助言指導	5,630	3,040	3,499	4,102	16,271
	継続指導	489	252	253	198	1,192
	他機関斡旋	0	0	0	0	0
児童福祉司指導		38	17	36	32	123
福祉事務所送致又は通知		36	17	12	26	91
児童福祉施設	入所	52	39	38	33	162
	法27条の3家裁送致再掲	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	通所	1	3	1	0	5
指定医療機関委託		1	0	0	0	1
里親委託		6	8	8	6	28
家裁送致 法27条第1項第4号		1	4	0	1	6
障害児施設契約		15	9	14	18	56
その他		510	356	363	345	1,574
計		6,779	3,745	4,224	4,761	19,509

II 相談種別取扱件数

1 養護相談

養護相談とは、保護者の病気、死亡、家出、離婚、服役などのため家庭での養育が困難になった児童、被虐待児童、家庭養育環境上問題がある児童、迷子など適当な養育者がいない児童に関する相談です。

(1) 相談内容別受付件数

	児童虐待相談	その他の養護相談	計
件数	7,767	1,083	8,850
構成比(%)	87.8	12.2	100.0

養護相談のうち児童虐待相談は85.5%を占めています。その他の養護相談の内容としては、家族関係の不調、不適切な家庭環境、保護者の養育力不足、保護者の勾留・服役、迷子などがあげられます。

(2) 相談対応件数

	家出（失踪を含む）	死亡	離婚	傷病（入院を含む）	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	3	0	9	90	40	7	149
里親・保護受託者委託	0	2	0	1	7	12	6	28
面接指導	1	6	2	139	7,582	476	120	8,326
その他	1	9	1	35	1,174	230	34	1,484
計	2	20	3	184	8,853	758	167	9,987
構成比(%)	0.0	0.2	0.0	1.8	88.6	7.6	1.7	100.0

相談への対応は、多くの場合、相談調査の面接や、継続的な面接指導という対応を行いながら保護者と児童への支援を行っています。そのため、関係機関と連携して、地域の中で家庭を支え続ける取組が重要となっており、継続的な面接指導が8,326件（83.4%）を占めています。

また、養護相談では問題の解決に長期間を要することが多く、児童福祉施設入所の件数が149件（1.5%）あり、他の相談より高い比率となっています。

2 障害相談

障害相談は、知的障害、肢体不自由、重度重複障害、視聴覚言語障害、発達障害などの障害のある児童と家族に対して行われます。相談内容は、家庭での療育、各種制度利用、施設入所などがあります。

25年4月機構改革により、それまで育成係が行っていた障害児等への支援は、各区福祉保健センターに業務移管したほか、一部の業務を相談調整係、支援係で行っています。

(1) 相談内容別受付件数

	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
件数	39	0	2	53	7,290	12	7,396
構成比(%)	0.5	0.0	0.0	0.7	98.6	0.2	100.0

障害相談は、全相談件数(18,509件)の39.9%を占めています。障害にかかる専門的な相談のほかに、療育手帳や各種証明書等の判定・交付や、障害児福祉施設への入所関係の相談をしています。

(2) 相談対応件数

	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計	
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	3	0	4	
施設通所	0	0	0	0	0	0	0	
指定医療機関委託	0	0	0	0	0	0	0	
福祉事務所送致	1	0	0	3	51	0	55	
面接指導 継続指導	助言指導	1	0	2	11	7,012	8	7,034
	継続指導	0	0	0	4	3	1	8
障害児入所施設等利用契約	24	0	0	16	5	0	45	
その他	14	0	0	19	83	1	117	
計	40	0	2	54	7,157	10	7,263	
構成比(%)	0.6	0.0	0.0	0.7	98.5	0.1	100.0	

面接指導の具体的な内容は、障害福祉サービスの相談や障害児施設給付費受給者証の発行、療育手帳の判定等です。継続的な支援では、在宅での療育や各制度利用などに関わる相談・支援を行っています。障害児施設への入所は、施設が常時定員を満たしている状況があるため実際には少ない対応件数となっています。

3 非行相談

非行相談には、ぐ犯行為相談と触法行為相談があります。

ぐ犯行為相談とは、盜癖・金品持出し、家出、外泊など、法に触れないが不良行為が見られる児童についての相談をいいます。

触法行為相談とは、主に14歳未満で窃盗、恐喝、傷害など法に触れる事件を起こした児童の相談をいいます。

(1) ぐ犯行為

ア 相談内容別受付件数

	ぐ犯行為	構成比 (%)
0～5歳	1	0.6
6～11歳	17	10.8
12～13歳	27	17.2
14歳以上	112	71.3
計	157	100.0

ぐ犯行為に関する相談は、全相談件数(18,509件)の0.8%です。年齢別では、12歳以上の相談が88.5%となっています。数年の傾向としてその割合は概ね変わりません。

イ 相談対応件数

	面接指導		児童福祉司 指導	施設入所	家裁送致	その他	計
	助言指導	継続指導					
件数	86	35	3	4	0	28	156
構成比 (%)	55.1	22.4	1.9	2.6	0.0	17.9	100.0

ぐ犯行為に関する相談への対応では、面接指導の中の「助言指導」が半数強を占めます。助言指導とは1回から数回の面接等で指導を行い終了するもので、ぐ犯行為を行った経過を本人・保護者と共に振り返り、再発を防ぐための助言を行います。

更に支援が必要な場合は、家庭訪問、通所指導等を継続的に行う「継続指導」「児童福祉司指導」を行っています。

(2) 触法行為

ア 相談内容別受付件数

	触法相談	構成比 (%)
0～5歳	0	0.0
6～11歳	16	13.9
12～13歳	43	37.4
14歳以上	56	48.7
計	115	100.0

触法行為に関する相談は、全相談件数（18,509件）の0.6%です。年齢別では、12歳以上が86.1%を占めています。

イ 相談対応件数

	面接指導		児童福祉司 指導	施設入所	家裁送致	その他	計
	助言指導	継続指導					
件数	54	22	6	0	6	37	125
構成比 (%)	43.2	17.6	4.8	0.0	4.8	29.6	100.0

触法行為に関する相談への対応も「助言指導」の割合が最も高く、43.2%を占めています。

4 育成相談

育成相談とは、性格や行動に関する相談、不登校相談、しつけ相談などがあります。発達障害が疑われる相談も含まれています。

性格行動相談には、集団不適応、チックなどの身体症状、家庭内乱暴などがあります。

不登校相談には登校拒否、長期欠席、不就学が含まれており、適性相談には就学、進学、学業不振の相談などが含まれています。

(1) 相談内容別受付件数

	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
件数	585	59	23	307	974
構成比 (%)	60.1	6.1	2.4	31.5	100.0

育成相談は、全相談件数（18,509件）の5.3%です。

(2) 相談対応件数

	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
児童福祉施設に入所	5	0	0	0	5
児童福祉施設に通所	1	0	0	0	1
里親・保護受託者委託	0	0	0	0	0
面接指導	助言指導	463	52	23	307
	継続指導	31	3	0	34
	他機関斡旋	0	0	0	0
障害児施設等への利用契約	1	0	0	0	1
その他	65	0	0	0	65
計	566	55	23	307	951
構成比 (%)	59.5	5.8	2.4	32.3	100.0

「助言指導」が845件と全体の88.9%を占めています。

III 里親制度

里親制度とは諸事情により家庭での養育が困難又はうけられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育することにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。

平成27年度には「養育里親」について、広く市民の理解を得るために、里親制度と「親」や「養子縁組」との違いを明確にし、親しみやすく、わかりやすい養育里親の愛称について一般公募を実施しました。公募の結果『よこはまポートファミリー』の愛称に決定し、より里親制度が身近なものになるよう、愛称を活用していきます。

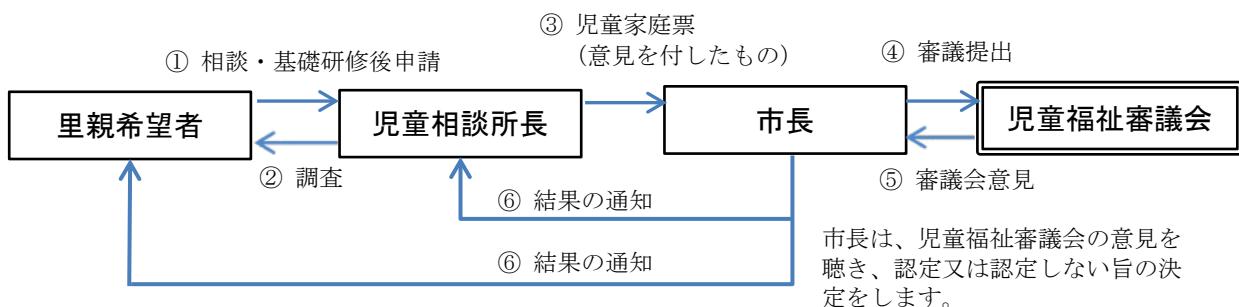
平成28年度の児童福祉法改正により、家庭と同様の環境における養育推進の理念から、社会的養護においては養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討することとされています。

1 里親の種別

	内 容
養育里親	児童が自立できるようになる、あるいは家庭に戻れるようになるまでの一定期間、保護者に代わり児童を養育する里親のことをいいます。
専門里親	虐待などにより、心身に影響を受けている児童や、非行・障害のある児童を2年以内の期間を定めて養育する里親のことをいいます。里親経験があり、児童福祉の専門の職務を経験した方で、専門里親研修を修了していることが条件です。
養子縁組里親	養子縁組を前提として、児童を養育する里親のことをいいます。
親族里親	両親など、子どもを養育する人が死亡、行方不明などになった場合に養育する、民法に定められた扶養義務者及びその配偶者である親族のことをいいます。

2 里親認定の流れ

里親希望者は、居住地を管轄する児童相談所へ相談申込みをします。基礎研修を受講し、担当者と数回の面接の後、市長に対して里親申請書を提出します。児童相談所で調査を行い、新規認定研修（実習を含む）を受講後、横浜市児童福祉審議会の審議を経て、里親として認定されます。認定後、児童相談所長が児童の委託を行います。



3 里親の登録・委託状況

\	里親認定・登録状況			里親委託状況		里親に委託されている児童の状況									
						新規委託児童数								年度末	
	相談数	新規	年度末登録数	新規委託里親数	年度末委託数	養育		専門		親族		縁組		計	
						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
中央	42	15	49	7	24	3	0	0	0	2	0	5	5	31	
						1	2	0	0	0	0	2	0	3	2
西部	17	7	26	1	11	4	0	0	0	0	0	3	0	7	23
						4	0	0	0	0	0	1	2	5	2
南部	16	5	59	6	25	4	1	1	0	0	0	1	0	6	21
						0	4	1	0	0	0	0	1	1	5
北部	33	4	57	9	15	5	0	0	0	0	0	1	0	6	14
						3	2	0	0	0	0	0	1	3	3
計	108	31	191	23	75	16	1	0	0	7	0	24	0	89	
						8	8	1	0	0	0	3	4	12	12

「里親認定・登録状況」は、横浜市が里親として認定・登録している家庭の数です。認定・登録後、3年に1回更新手続きが必要で、令和2年度末時点での家庭数が「年度末登録数」です。

「新規委託里親数」は、令和元年度に登録されている里親に、新規に児童を委託した数です。

(過去に委託を受けている場合でも、令和2年度に新たな児童を委託した場合には1件として計上しますが同一年度内で2人の児童を委託した場合であっても1件として数えます。)

令和2年度以前に委託している児童も含めて、令和2年度末時点での児童の委託数が「年度末委託数」です。

4 里親研修・制度説明会

(1) 制度説明会

市内在住者を対象として、里親制度についての説明会を実施しています。

日程	会場
2年4月28日	コロナのため中止
2年6月24日	中央児童相談所
2年8月14日	北部児童相談所
2年10月3日	開港記念会館※
2年12月9日	開港記念会館
3年2月16日	戸塚区役所

※こども青少年局主催のよこはまポートファミリー啓発講演会

(2) 里親研修

	基礎研修	新規認定研修	更新研修	現任研修
5月	第1回 2年5月18日 第2回 2年5月22日 コロナのため中止			
6月		1日目 2年6月6日 2日目 2年6月8日		
7月	第3回 2年7月3日			
8月				
9月	第4回 2年9月4日			
10月		1日目 2年10月12日 2日目 2年10月17日		
11月	第5回 2年11月13日			
12月			第1回 2年12月5日 第2回 2年12月16日	
1月	第6回 3年1月22日	1日目 3年1月6日 2日目 3年1月16日		
2月				3年2月14日
3月	第7回 3年3月12日			

基礎研修 … 里親申請前に制度を詳しく理解するための研修です。
(講義1日)

新規認定研修… 児童福祉審議会の前に受ける研修です。
(講義2日・施設実習2日～5日)

更新研修 … 養育里親登録している方が3年に1度登録更新するための研修です。

現任研修 … 里親登録している方が養育に関する知識及び能力の向上を図るための研修です。

5 養育懇談会

里親の方々が集い、子育て情報・喜び・悩み等を語り合い共有しあう場です。

日程	内容	参加里親数	参加児童数
中央	2年6月29日 『里親井戸端会議～心理教育的なグループワークとして～』	15	2
	2年11月13日 『いまさら聞けない？！里親として知りたい法律の話』	13	0
	— 『養育里親の体験談～思春期から自立の里親子の関わり方について考える』		
西部	2年8月31日 「里親になり大変だったこと・嬉しかったこと」～里親制度に関心がある方々に、里親さんの生の声を伝えよう～	5	0
	2年11月16日 「性教育について」	6	1
	3年2月15日 コロナのため中止（緊急事態宣言下）		
南部	2年7月3日 養育状況の共有（人数制限）	9	2
	2年11月16日 「CARE」（人数制限）	9	5
	(延期) 「性教育」		
北部	2年7月6日 困っていること、周りに聞いてみたいこと、上手くいっていること	24	4
	2年11月2日 真実告知	33	5
	— 新型コロナウイルスの影響により中止		
	延べ数	114	19

6 里親対応専門員

里親担当の児童福祉司と役割を分担し里親支援を行う、里親対応専門員が平成14年度から各児童相談所に配置されています。里親宅への訪問や面接を行うなど里親の立場に立ち、共に考え里親の代弁者となるような支援を行っています。

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	訪問	面接回数	訪問	面接回数	訪問	面接回数	訪問	面接回数	訪問	面接回数
中央	140	137 (9)	136	81 (10)	121	129 (6)	45	69 (6)	51	77 (1)
西部	136	79 (3)	84	100 (4)	36	63 (4)	78	135 (9)	97	61 (2)
南部	116	161 (6)	114	195 (8)	78	256 (7)	86	217 (10)	91	135 0
北部	145	176 (7)	112	161 (7)	114	216 (9)	180	192 (10)	211	156 (5)
計	537	553 (25)	446	537 (29)	349	664 (26)	389	613 (35)	450	429 (8)

※面接にはサロンや懇談会での面接を含む。()内再掲：里親サロンへの参加回数

里親サロン：里親会が企画運営している里親同士のつながりの強化等を目的とした交流の場

7 フレンドホーム事業

「フレンドホーム事業」とは、施設入所中の児童で保護者のもとに一時帰宅出来ない児童を短期間家庭に迎え入れていただき、家庭的雰囲気を体験することにより、児童の福祉の向上を図るものであります。

	フレンドホーム 登録状況		フレンドホーム 依頼状況		児童依頼状況		
	新規 登録数	年度末 登録数（組）	新規依頼 フレンド数（組）	年度末依頼 フレンド数（組）	新規依頼 児童数（人）	年度末依頼 児童数（人）	実施日数（日）
中央	3	52	1	21	1	19	103
西部	1	23	1	9	2	10	51
南部	1	25	0	5	0	5	25
北部	3	23	0	1	0	1	4
計	8	123	2	36	3	35	183

「新規登録数」は令和2年度に新規でフレンドホームに登録した家庭の数です。令和2年度末に児童を依頼できるフレンドホームの家庭数が「年度末登録数」になります。各数値は依頼した児童相談所でカウントします。

横浜市養育里親の愛称



よこはまポートファミリー

平成28年3月、港町・横浜にふさわしい養育里親の愛称を

“**よこはまポートファミリー**”に決定*しました。養育里親について、広く市民の皆さんに理解していただくとともに、新たに養育里親になってくださる方を増やすため、親しみやすく、わかりやすい養育里親の愛称の一般公募を行いました。

ポートは港・港町という意味。

港は船が航海の途中で立ち寄って休み、

そしてまた次の航海に旅立つ場所です。

子どもたちをあたたかく見守る養育里親も、

子どもたちにとって港のような役割を果たしています。



IV 一時保護所・施設入退所状況

1 一時保護実施状況

一時保護は、緊急保護・行動観察・短期入所指導を目的として実施します。

一時保護所は中央・西部・南部・北部児童相談所に設置しており、中央児童相談所一時保護所には、自立支援部門を併設しています。一時保護は、児童養護施設や知的障害児施設等の児童福祉施設の他に、里親や警察署等に委託する場合もあります。2歳未満の場合は乳児院や里親、病院などに委託します。

(1) 児童相談所保護分(自立支援部門を含む)

ア 入所件数

		前年度末 継続保護	入所				計
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
養護	児童虐待	101	167	352	228	137	985
	その他	38	68	91	68	50	315
障害		0	0	0	0	0	0
非行		11	0	1	30	36	78
育成		6	2	20	18	17	63
保健・その他		0	0	0	2	0	2
計		156	237	464	346	240	1,443

イ 退所件数

		退所先							年度末 継続保 護		
		児童福 祉施設 入所	里親 委託	他児童相 談所・他 機関に移 送	家庭裁 判所送 致	帰宅	その他	計			
養護	児童虐待	49	0	9	0	638	176	872	447	43,373	113
	その他	28	2	3	0	187	59	279	22	15,843	36
障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行		3	0	3	1	49	15	71	6	3,693	7
育成		7	1	0	0	35	12	55	4	3,117	8
保健・その他		0	0	0	0	1	1	2	0	65	0
計		87	3	15	1	910	263	1,279	479	66,091	164

入所件数では養護「児童虐待」が6割を超えており、施設措置中の後方支援を目的として入所して、施設に戻る場合の退所先は「その他」でカウントしています。

ウ 一時保護所対応件数・延日数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	1,097	1,228	1,331	1,381	1,279
延日数	50,532	51,070	52,213	63,776	66,091
平均入所日数	46.1	41.6	39.2	46.2	51.7

※件数及び日数は、年度中に一時保護を解除した児童の入所から退所までの件数及び日数です。

(2) 委託保護分

ア 入所件数

		前年度末 継続保護	入所				計
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
養護	児童虐待	14	92	18	10	14	148
	その他	13	158	10	3	13	197
障害		2	13	11	0	1	27
非行		1	0	0	4	4	9
育成		1	0	2	4	0	7
保健・その他		0	0	0	0	0	0
計		31	263	41	21	32	388

0歳～5歳が全体の約7割を占めています。2歳未満の乳幼児は、基本的には乳児院・里親に一時保護委託をします。特定妊婦として出産前から相談がある、また入院先の病院からの通告で児童相談所が関わり、乳児院・里親への受け入れまで新生児を病院へ一時保護委託をする事例や、児童を児童精神科病院等へ一時保護委託をする事例があります。

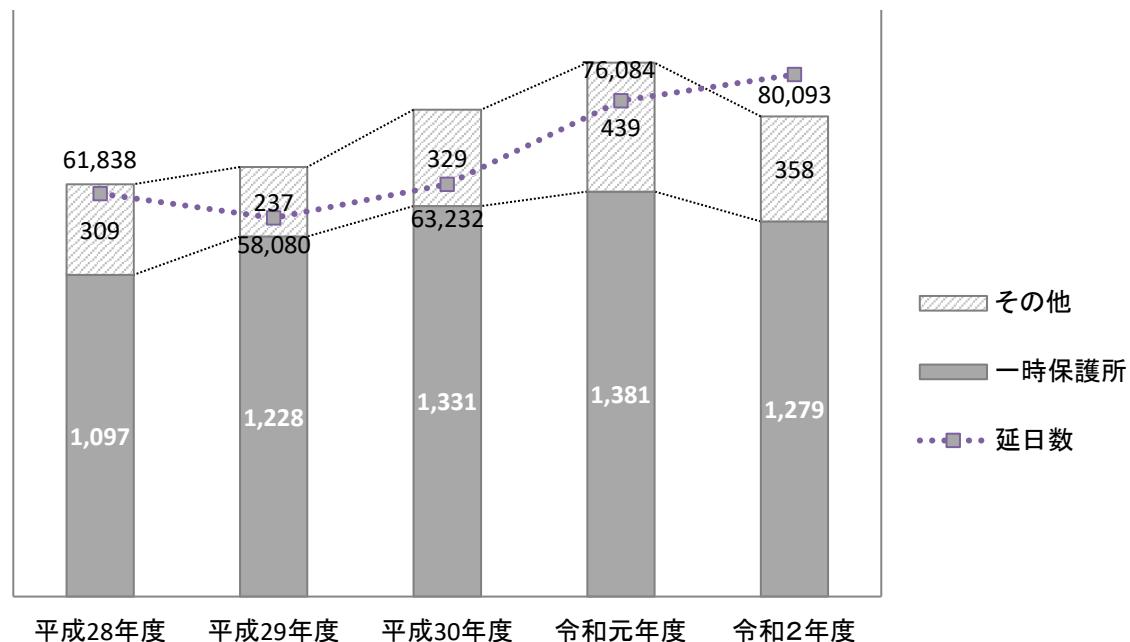
イ 退所件数

		退所先						年度末 継続保 護			
		児童福 祉施設 入所	里親 委託	他児童相 談所・他 機関に移 送	家庭裁 判所送致	帰宅	その他		計	職権 (再掲)	延日数
養護	児童虐待	25	2	0	0	50	57	134	57	7,389	14
	その他	23	21	1	0	99	39	183	13	5,289	14
障害		1	0	0	0	10	16	27	0	261	0
非行		1	0	0	0	2	5	8	0	571	1
育成		1	1	0	0	3	1	6	0	492	1
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		51	24	1	0	164	118	358	70	14,002	30

(3) 機関別一時保護状況の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一時保護所	件数	1,097	1,228	1,331	1,381	1,279
	延日数	50,532	51,070	52,213	63,776	66,091
その他	警察署	件数	1	0	4	2
		延日数	2	0	4	2
	児童福祉施設	件数	130	115	116	102
		延日数	4,977	2,921	4,144	3,570
	里親等	件数	44	45	52	101
		延日数	1,866	843	1,218	1,680
	その他	件数	134	77	157	234
		延日数	4,461	3,246	5,653	7,056
	小計	件数	309	237	329	439
		延日数	11,306	7,010	11,019	12,308
	合計	件数	1,406	1,465	1,660	1,820
		延日数	61,838	58,080	63,232	76,084
						80,093

※ 件数及び延日数は、年度中に一時保護を解除した児童の、入所から退所までの件数及び日数です。



(4) 自立支援部門の状況

平成19年6月25日、中央児童相談所付設一時保護所に自立支援部門（通称「はばたき」）を設置しました。「はばたき」は、概ね11歳～18歳未満の児童を対象に、利用目的に基づき個別対応を基本とした課題解決を目的としています。定員は男児5人、女児5人、計10人です。

自立支援部門の主な機能は、通学・就労支援、施設後方支援です。通学支援は、毎日の登校の準備や学校との連絡等を行いました。就労支援は、ハローワーク同行、履歴書記入、面接指導等を行いました。施設後方支援の多くは児童養護施設入所児童ですが、各種の社会的養護全般でも利用があります。

ア 目的別利用状況の推移

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)
通学支援	9	6.4	15	9.6	22	16.5	23	35.9	13	33.3
就労支援	6	4.3	10	6.4	9	6.8	3	4.7	3	7.7
施設後方支援	20	14.2	37	23.7	34	25.6	15	23.4	6	15.4
家族支援	85	60.3	78	50.0	42	31.6	12	18.8	0	0.0
その他	21	14.9	16	10.3	26	19.5	11	17.2	17	43.6
計	141	100.0	156	100.0	133	100.0	64	100.0	39	100.0

※ 件数は、「p. 26(1)児童相談所保護分」に含まれています。（再掲）

イ 自立支援部門退所先件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童養護施設	15	21	31	18	0
児童自立支援施設	3	6	3	1	0
情緒障害児短期治療施設	1	1	2	4	0
障害児入所施設			4	6	1
里親・ファミリーホーム	2	2	2	5	1
自立援助ホーム	5	3	6	5	8
自宅	17	19	18	19	20
住み込み就労	2	4	2	1	0
その他	9	14	16	3	2
(家族支援室利用)	85	78	42	12	0
計	139	148	126	74	32

※ 件数は、「p. 26(1)児童相談所保護分」に含まれています。（再掲）

※ 平成28年度から令和2年度の退所者数が利用人数と合致しないのは次年度も継続中の児童を除いているためです。

※ 障害児入所施設は平成30年度より統計を出しています。

2 児童福祉施設の入退所状況の推移

	平成28年度末在籍		平成29年度末在籍		平成30年度末在籍		令和元年度末在籍		令和2年度末在籍	
	入所	退所	入所	退所	入所	退所	入所	退所	入所	退所
乳児院	65		66		63		73		57	
	53	58	42	41	49	52	44	34	28	44
児童養護施設	509		514		507		522		503	
	102	92	94	89	94	101	96	81	92	111
児童自立支援施設	27		25		22		24		13	
	19	18	18	20	15	18	16	14	7	18
福祉型障害児入所施設	124		114		109		116		117	
	29	16	19	29	17	22	28	21	21	20
医療型障害児入所施設	42		44		51		47		47	
	8	7	12	10	14	7	6	10	7	7
児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）入所	40		42		42		42		39	
	9	4	8	6	8	8	10	10	8	11
児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）通所	11		11		14		14		11	
	4	5	5	5	5	2	2	2	5	8
ファミリーホーム	24		24		22		23		21	
	5	12	5	5	7	9	6	5	4	6
里親	74		81		79		77		89	
	27	11	24	17	26	28	29	31	24	12
自立援助ホーム	21		18		15		18		23	
	26	16	17	20	13	16	19	16	28	23
計	937		939		924		956		920	
	282	239	244	242	248	263	256	224	224	260

※ 医療型障害児入所施設（重症心身障害児、肢体不自由児）には指定医療機関委託を含みます。

※ 福祉型障害児入所施設については、児童福祉法第27条第1項第3号による措置決定数を載せています。

3 家族再統合事業

児童養護施設などに入所中の児童と家族を対象に、親子関係の再構築と児童の家庭復帰を目的とした支援を行っています。

令和2年度は児童養護施設等に入所中の1,001件について家族状況の点検を行い、各施設と協議の上再統合の可能性が見込まれる児童と家族についてプログラムを策定し、一時保護児童を含む266件が家族再統合に至りました。家族、施設と協議の上、面会、外出、外泊のステップを踏み、親子関係の調整を行うプログラムを実施し、必要に応じ、親子観察、家族支援室の利用、カウンセリング、母と子のグループ（MCG）等をすすめ、家族の支援を行っています。

また、家族再統合に際し、地域の関係機関との連携を行い、在宅復帰後の支援も行っています。児童福祉法第28条（※）の決定により施設に入所している児童とその家族についても、保護者支援や法律的手続きをしています。

家族再統合件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童養護施設	34	34	35	22	36
乳児院	19	9	27	9	12
児童自立支援施設	2	5	3	2	1
児童心理治療施設	2	2	2	6	3
里親	8	0	1	2	0
ファミリーホーム	0	0	2	1	0
障害児施設	2	5	1	1	0
一時保護所	37	41	122	149	214
計	104	96	193	192	266

※ 児童福祉法第28条

保護者の児童に対する監護が著しく不適切であり、かつ親権者の同意が得られない場合、家庭裁判所の承認を以って児童を施設や里親に措置することができる。

V 児童虐待対応状況

1 児童虐待相談の対応状況

(1) 対応件数

児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	4,132	4,825	6,403	7,051	8,853

(2) 相談種別件数

	令和元年度	令和2年度	
	件数	件数	構成比(%)
身体的虐待	1,675	2,126	24.0%
性的虐待	72	99	1.1%
心理的虐待	4,417	5,618	63.5%
ネグレクト	887	1,010	11.4%
合計	7,051	8,853	100.0%

(3) 年齢別件数

	令和元年度	令和2年度	
	件数	件数	構成比(%)
0歳	411	398	4.5%
1～6歳	2,718	3,249	36.7%
7～12歳	2,353	3,048	34.4%
13～15歳	998	1,313	14.8%
16歳以上	571	845	9.5%
合計	7,051	8,853	100.0%

(4) 主たる虐待者別件数

	令和元年度	令和2年度	
	件数	件数	構成比(%)
実父	3,254	4,181	47.2%
実父以外の父	296	395	4.5%
実母	3,151	3,986	45.0%
実母以外の母	27	29	0.3%
その他	323	262	3.0%
合計	7,051	8,853	100.0%

(5) 経路別件数

	令和元年度	令和2年度	
	件数	件数	構成比(%)
福祉保健センター	151	210	2.4%
他都道府県市町村	4	8	0.1%
児童相談所	975	873	9.9%
保育所	38	78	0.9%
児童福祉施設等	39	66	0.7%
警察等	4,278	5,096	57.6%
医療機関	111	123	1.4%
幼稚園	11	16	0.2%
学校	403	713	8.1%
教育委員会等	3	5	0.1%
児童委員	4	0	0.0%
家族・親戚	484	684	7.7%
近隣・知人	410	712	8.0%
児童本人	48	91	1.0%
その他	92	178	2.0%
合計	7,051	8,853	100.0%

2 児童虐待対応体制

(1) 虐待対応チーム（相談指導担当）

虐待相談・通告への迅速な対応を行うため、各児童相談所の相談調整係に児童虐待対応チーム（係長、児童福祉司、看護職（保健師又は看護師）、虐待対応協力員（会計年度任用職員）を設置しています。主な業務は、虐待相談・通告を受けた家庭への調査・訪問や緊急ケースへの強制介入及び被虐待児の一時保護です。

(2) よこはま子ども虐待ホットライン

児童虐待の相談・通告を円滑かつ確実に受け付けるため、24時間365日対応する「よこはま子ども虐待ホットライン」を設置し、ホットライン相談員（会計年度任用職員）が対応しています。

■ よこはま子ども虐待ホットライン

はまっこ 24じかん

■ 0120-805-240 (フリーダイヤル)

受付件数の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
虐待 関係	虐待通告	725	585	793	724	831
	虐待相談 ※1	818	845	843	886	853
	計	1,543	1,430	1,636	1,610	1,684
その他	子育て等相談 ※2	973	1,001	1,053	1,368	1,484
	その他の相談 ※3	610	668	343	240	245
	計	1,583	1,669	1,396	1,608	1,729
計		3,126	3,099	3,032	3,218	3,413

主な内容

※1 虐待相談 子育てに行き詰ってイライラしている、叩いてしまいそうなど

※2 子育て等相談 子育ての不安や悩み相談等

※3 その他 各種問い合わせ、虐待や子育て相談以外の相談

(3) 虐待対応専門員

虐待相談・通告への対応を強化するために、虐待対応専門員（会計年度任用職員）を中心児童相談所に配置しています。虐待対応専門員は、閉庁時間や休庁日にあった通告等に対して、必要に応じて、一時保護等の緊急対応を行います。

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	平日夜間	休日	計	平日夜間	休日	計	平日夜間	休日	計
電話対応	6,654	5,059	11,713	7,217	4,933	12,150	5,899	4,954	10,853
出動※	338	434	772	339	416	755	311	442	753
その他	3,195	1,685	4,880	3,718	1,910	5,628	2,690	1,857	4,547
計	10,187	7,178	17,365	11,274	7,259	18,533	8,900	7,253	16,153

※ 出動は、現地調査のほか、家庭訪問して面接対応等した場合を含みます。

(4) 閉庁時間・休庁日の体制

	説明	主な役割
当番係長	4児童相談所係長	夜間・休日の虐待通告等に対する初期対応に対して、助言・指導及びバックアップを行う。
よこはま子ども虐待ホットライン相談員	24時間365日電話対応	虐待通告の受電（初期対応の要否は判断しない）や養育不安相談等虐待相談の傾聴、助言を行う。
虐待対応専門員	夜間休日における初期対応	ホットライン相談員や業務宿直員が受けた夜間・休日の虐待通告等に対する初期対応を行う。

3 児童虐待防止対策事業

(1) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関（精神科クリニック）に委託して、保護者のカウンセリングを行っています。

2年度は、カウンセリング回数延べ53回実施しました。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
カウンセリング回数	20	49	20	30	53

(2) 医療的機能強化事業

児童虐待の早期発見及び適切な支援のために、子どもの体に生じた傷、痣、骨折等について、児童相談所が持つ医療情報へのコンサルテーション、画像診断、意見書の作成等の医学的助言を医師に依頼しています。令和2年度は、20件の実績がありました。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
診案件数	19	22	38	35	20

(3) 被虐待児支援強化事業

児童虐待が子どもの心身へ与える影響は重篤です。子どもの年齢や被害状況に応じた迅速かつ繊細な対応が求められます。特に、性的虐待を受けた子どもへの対応には、高い専門性と系統的な支援体制が必要です。

専門の研修を受講した面接者とバックスタッフにより、子どもから被害事実の聴き取りを行う「被害確認面接」、協力医療機関において専門のトレーニングを受けた医師による「系統的全身診察」等支援体制整備と人材育成を行いました。

ア 被害確認面接

主に性的虐待等の被害を受けた子どもに対し、面接者が子どもの特性に配慮し、その供述結果を司法手続きで利用することを想定して実施する、事実確認のための面接です。

面接には、ChildFirstプロトコル®等の面接手法があり、各手法を開発した機関から認定を受けたトレーナーによる研修を受講した児童相談所職員等が面接を実施しています。

また、被害確認面接は、原則1回限りの聴き取りとします。子どもが何度も被害事実について聽かれるることは、そのたびに被害を再体験し、更なるトラウマを負うことになるからです。子どもの負担を減らすために、関係職員等がチームを構成し（バックスタッフ）、別室で面接を観察することで、被害の事実を共有し、その後の支援方針を検討しています。

平成28年度以降、児童相談所と警察、検察が三機関協同面接として実施する事例も増えています。

（ア）研修受講済数

ChildFirst®プロトコル認定者 70人（令和2年3月31日現在）

（イ）実施件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
外部（委託を含む）	4	16	33	45	40
児童相談所職員	29	44	44	60	48
計	33	60	77	105	88

イ 系統的全身診察

25年度から、性的虐待の被害を受けた子どもへの支援として、医療機関医師による全身診察及び評価を実施しています。医師が子どもの全身診察を行い、評価をすることで、外傷や性感染症など被害事実の客観的証拠を確保し、子どもが漠然と抱える不安を解消することができます。令和2年度は、12件の診察を実施しました。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
診案件数	8	5	12	10	12

4 法的対応件数の推移

児童相談所では、虐待を早期発見し、子どもの権利を守るために、児童福祉法等に基づき、立入調査・児童福祉法第28条請求等を行っています。また、子どもの監護が著しく不適切な保護者に対して、家庭裁判所に、親権停止、親権喪失、未成年後見人選任等の請求を行っています。児童相談所では様々な法的対応が必要となるため、困難な事例は、契約弁護士に相談しながら、手続きをすすめています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
立入調査件数	0	0	3	1	0
出頭要求	0	1	9	2	0
再出頭要求	0	0	1	0	0
臨検・捜索	0	0	1	0	0
児童福祉法第28条第1項 第1号・第2号請求件数	13	6	15	7	7
児童福祉法第28条第1項 第1号・第2号承認件数	9	9	11	6	6
家庭裁判所の勧告	0	0	2	1	1
親権停止請求件数	2	0	0	0	1
親権停止承認件数	2	0	0	0	0
親権喪失宣告請求件数	0	1	0	0	0
親権喪失宣告承認件数	0	0	0	0	0
親権喪失宣告取下げ件数	0	0	0	0	0
後見人選任請求件数	3	1	4	1	0
後見人解任請求件数	0	0	0	0	0
知事等の勧告	0	0	0	0	0

※ 児童福祉法第28条

保護者の児童に対する監護が著しく不適切であり、かつ親権者の同意が得られない場合、家庭裁判所の承認を得て児童を施設や里親に措置することができる。

I 資料

1 健全育成事業

(1) 通所指導

在宅指導中の被虐待児等を対象に、社会生活技術・対人スキルの向上を目的としてグループ指導を実施しています。

(2) 健全育成キャンプ・野外指導

養護（虐待含む）、非行、不登校などの相談を受け、児童福祉司や児童心理司が在宅指導中の児童等を対象とした健全育成事業の一環として、キャンプや遠足を実施しています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業の実施を見送りました。

【参考】令和元年度の実施状況

	種別	日程	場所	参加者数	
				児童	保護者
中央	春期野外指導	元年 6月 2日	ズーラシア	24	0
	夏期教育キャンプ	元年 7月 29日～30日	Y M C A 東山荘	20	0
	夏期通所指導	元年 8月 16日	中央児童相談所	23	0
	秋期野外指導	元年 12月 15日	JAL工場	28	0
	冬期通所指導	—	—	—	—
西部	春期野外指導	元年 6月 8日	横浜こども科学館 西谷浄水場	15	0
	夏期教育キャンプ	元年 8月 8日～9日	Y M C A 東山荘	22	0
	秋期野外指導	—	—	—	—
	冬期通所指導	2年 2月 1日	西部児童相談所	10	0
南部	春期野外指導	元年 6月 8日	三菱みなどみらい技術館	11	0
	夏期教育キャンプ	元年 7月 25日～26日	Y M C A 東山荘	15	0
	秋期野外指導	元年 10月 26日	足柄ふれあいの村	10	0
	冬期野外指導	—	—	—	—
北部	春期野外指導	元年 6月 1日	都筑中央公園	16	0
	夏期教育キャンプ	元年 8月 1日～2日	Y M C A 東山荘	17	0
	秋期野外指導	—	—	—	—
	冬期野外指導	2年 2月 1日	都筑中央公園	15	0

2 養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に訪問員（ヘルパー）を派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の予防・再発防止を図ることを目的としています。

この事業は、直接児童相談所から養育支援家庭訪問員（会計年度任用職員）が訪問する場合と委託事業者から養育支援ヘルパーを派遣する場合の2つの支援があります。

養育支援家庭訪問員は平成23年度から増員され、各児童相談所2名体制になりました。さらに令和2年度に増員配置され、現在は中央児童相談所が4名体制、他の3所が3名体制となりました。

(1) 養育支援家庭訪問員家庭訪問回数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央	765	763	850	752	1,068
西部	852	747	758	651	911
南部	617	619	705	809	733
北部	600	831	799	794	909
計	2,834	2,960	3,112	3,006	3,621

(2) 養育支援ヘルパー派遣回数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央	1,877	2,017	2,362	2,223	2,719
西部	2,834	2,561	2,147	1,738	1,189
南部	1,022	1,054	707	661	796
北部	2,198	1,925	1,657	2,205	2,922
計	7,931	7,557	6,873	6,827	7,626

3 医学的支援及び心理学的支援

(1) 医学的支援の実施状況

医学的支援には、医師が行うものと保健師・看護師（以下、看護職とします）が行うものがあります。医師の業務は、①児童の身体的診察 ②一時保護中の児童の健康管理 ③児童の精神医学的評価・治療 ④家族評価及び助言指導 ⑤医療機関を中心とした関係機関との連携及び助言 ⑥職員へのスーパーバイズ ⑦学会等での啓発・広報活動等 ⑧里親支援、施設後方支援等、非常に多岐にわたります。

看護職による業務には、養育、保健、障害や疾病に関する電話・面接・訪問等による支援、児童に関する健康・医療面の情報収集とアセスメント、自立に向けた保健指導（健康教育、安全教育、性教育等）、支援体制構築のための関係機関との連携等があります。また一時保護中の児童についても身辺自立獲得に向けた保健指導、健康・疾病管理及び医療機関受診対応、服薬管理等を行っています。

ア 医師

小児科			精神科			
診察・指導	医学的検査	その他	診察・指導	医学的検査	その他	精神医学的治療
1,891	0	1,596	1,891	28	2,170	1,150

イ 看護職（保健師・看護師）

	相談調整係	相談指導担当	支援係	一時保護係	合計
面接	203	251	163	0	617
訪問	68	456	344	0	868
電話（相談・調査）	254	2,327	0	0	2,581
健診（一時保護入所前・入所中の児童）	260	414	466	439	1,579
医療機関訪問・受診同行	109	209	602	1,220	2,140
児童の移送	108	86	59	0	253
健康教育	78	25	577	467	1,147
ケースカンファレンス・ ケース会議	70	240	335	632	1,277
予防接種・医療的処置・ 投薬	265	89	117	37,739	38,210
合計	1,415	4,097	2,663	40,497	48,672

(2) 心理診断・心理治療の実施状況

心理診断は、心理検査、面接や観察などによって児童の心理を分析、理解し、所としての援助方針を決定するための資料となります。心理治療は、心理診断に基づいて実施し、プレイセラピー・箱庭療法・家族療法・カウンセリング・認知行動療法など、様々な技法を用いて問題の改善を図ります。

虐待件数の増加に伴い、虐待ケースの心理診断、心理治療ともに増加しています。

ア 相談種別心理診断実施状況

		心理検査				小計	面接・観察指導	計
		知能検査	発達検査	性格検査	その他			
養護		703	193	1,006	199	2,101	5,144	7,245
障害		2,830	387	8	1	3,226	6,087	9,313
非行		40	0	107	23	170	264	434
育成	不登校	0	0	0	0	0	0	0
	性格行動	18	0	36	6	60	109	169
	その他	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	8	8
虐待（再掲）		(620)	(145)	(866)	(178)	(1,809)	(4,529)	(6,338)
里親委託児童（再掲）		(18)	(13)	(31)	(6)	(68)	(166)	(234)
計		3,591	580	1,157	229	5,557	11,612	17,169

イ 心理治療実施状況

心理治療全体の実数は昨年度と比べ、約50件増加、実施回数は約500回増加しています。年度中に終結したケースは昨年度の半分程度であり、新たに心理治療を開始したケースが増加していると言えます。

		実施		終結	
		実数	延数	実数	延数
養護	虐待	520	2,457	89	1,088
	その他	155	684	23	197
障害		0	0	0	0
非行		87	384	22	236
育成	不登校	2	6	0	0
	性格行動	20	83	2	18
	その他	0	0	0	0
計		784	3,614	136	1,539

※ 集団心理治療を含みます。実施の延回数は年度内の数。終結の延回数は開始から終結までの延回数で、前年度以前の回数を含みます。

4 未成年後見人支援事業

未成年後見人に対し、損害賠償保険料及び報酬を助成する「未成年後見人支援事業」を、25年2月から実施しています。

未成年後見人は、親（親権者）がいない（親権停止・喪失を含む）未成年者の監護・財産管理を行います。未成年後見人に対する助成を行うことで、児童の日常生活の支援や福祉の向上及び未成年後見人の確保を図ります。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業対象児童数	中央	1	1	1	3	6
	西部	7	7	9	9	10
	南部	4	4	6	5	6
	北部	1	1	1	1	2
	計	13	13	17	18	24

5 電話児童相談室活動状況

電話児童相談室では、電話相談の専門職員が児童に関する様々な相談に応じています。

■ 電話児童相談室

■ 045-260-4152
よいこに

■ 相談受付時間

月曜日～土曜日（祝日・休日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時30分
土曜日は午後4時30分まで

(1) 相談種別受付状況

	養護		障害	非行	育成				保健	その他	計	いじめ (再掲)
	虐待	虐待以外			性格行動	不登校	適性	しつけ				
件数	0	104	10	9	324	29	22	306	51	933	1,788	16
構成比 (%)	0.0	5.8	0.6	0.5	18.1	1.6	1.2	17.1	2.9	52.2	100.0	0.9

(2) 年齢階層別

	乳幼児	小学生	中学生	その他	計
件数	446	572	502	268	1,788
構成比 (%)	24.9	32.0	28.1	15.0	100.0

(3) 相談者別

	児童本人	家族・親戚	その他	計
件数	9	1,754	25	1,788
構成比 (%)	0.5	98.1	1.4	100.0

6 児童相談所職員研修受講状況

(1) 児童相談所所内研修

ア 階層別及び係別研修

実施時期	研修名	講師
R2. 4. 2他	児童相談所新任責任職全体研修	各児童相談所責任職等
R2. 4. 15	児童相談所新任職員全体研修	各児童相談所責任職等
R2. 4. 5他	こころのケア係新任職員研修	各児童相談所責任職等
R2. 4. 15~21	児童福祉司任用前講習会	各児童相談所責任職等
R2. 5. 21, 28他	相談調整係新任職員研修	各児童相談所責任職、職員等
R2. 5他	支援係新任職員研修	各児童相談所責任職、先輩職員
R2. 4. 1他	児童相談所一時保護所新任職員研修	各児童相談所一時保護係長等
R2. 6月~10月	児童福祉司任用後研修	外部講師、各児童相談所責任職等
R2. 7~9月	責任職研修	外部講師
R3. 3. 2, 8	新任職員フォロー研修	各児童相談所責任職等
通年	係別研修（計157回実施）	各児童相談所責任職、職員等

イ 全体研修

実施時期	研修名	講師
R2. 5. 20	医学的基礎知識研修	児童相談所医師
R2. 10. 19	被害確認面接者フォロー研修（第1回）	外部講師
R2. 10. 17	性的虐待被害児診察トレーニング研修	外部講師
R2. 12. 4	RIFCR™研修	外部講師
R2. 12. 16	性的問題行動の対応研修	外部講師
R3. 1. 25	被害確認面接者フォロー研修（第2回）	外部講師
通年	児童相談所所内基礎研修（計36回実施） （記録の書き方・会議票作成のポイント・特定妊婦・女性相談等テーマ別に月1回各所にて実施。）	各児童相談所責任職等

*新型コロナウイルスの感染拡大や緊急事態宣言等の影響もあり、集合研修を中止し、

各所毎に基礎的な知識や技術を学ぶ機会として「所内基礎研修」を実施しました。

(2) 児童相談所職員派遣研修

研修名	主催者
セカンドステップ研修会	NPO日本こどものための委員会
里親スキルアップ指導者養成講座	NPO法人こども家庭サポートセンターちば
北部 ZOOMサンデーワークショップ－バウムテスト	アーツセラピー研究所
家族再統合のためのクローウェル研修	あおきメンタルクリニック
ロールシャッハエクスナ(EJA)研修	エクスナージャパン他
実習指導者講習会	神奈川県社会福祉士会
PTSD対策専門研修	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
児童相談所一時保護所職員実務者研修	国立武蔵野学院
児童相談所一時保護所職員スーパーバイザー研修	国立武蔵野学院(厚生労働省)
児童福祉司スーパーバイザー義務研修	子どもの虹情報研修センター
児童相談所・児童心理治療施設・医療機関等医師専門研修	子どもの虹情報研修センター
教育機関・児童福祉関係職員合同研修	子どもの虹情報研修センター
テーマ別研修(親の精神疾患と子どもの育ち)	子どもの虹情報研修センター
児童虐待対応母子保健関係職員指導者研修	子どもの虹情報研修センター
児童相談所弁護士専門研修	子どもの虹情報研修センター
児童相談所医師研修	子どもの虹情報研修センター
サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ入門＋解決志向アプローチ	サインズ・オブ・セーフティ・プラス・日本スクールソーシャルワーク協会
司法面接研修	チャイルドファーストジャパン
協同面接のあるべき姿	チャイルドファーストジャパン
児童相談所児童心理司指導者研修(オンライン実施)	西日本こども研修センターあかし(オンライン開催)
生きるための心の教育セミナー	日本家族計画協会
性の多様性を学ぶセミナー	日本家族計画協会
SRH(セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス)セミナー	日本家族計画協会
思春期保健セミナーコースⅠ	日本家族計画協会
思春期保健セミナーコースⅡ	日本家族計画協会
日本小児保健協会学術集会	日本小児保健協会
トラウマフォーカスト認知行動療法(TF-CBT)	兵庫こころのケアセンター(オンライン開催)
フォスターング機関職員研修	山田コンサルティンググループ株式会社(厚生労働省)
全国児童相談所里親担当者連絡会	家庭養護促進協会
家族療法ワークショップ(STEPⅠ)	京都国際社会福祉センター
家族療法ワークショップ(STEPⅡ)	京都国際社会福祉センター
家族療法ワークショップ(STEPⅢ)	京都国際社会福祉センター
児童相談所の連携強化に向けた中堅職員研修(オンライン実施)	国立保健医療科学院(オンライン開催)
ロールシャッハ(片口法)	心理オフィスK
日本子ども虐待防止学会	日本子ども虐待防止学会
電話相談京都ワークショップ	日本電話相談学会
日本認知・行動療法学会第46回大会	日本認知・行動療法学会

(3) 関係機関向け研修

対象者	回数	人数	内容
民生委員・児童委員・主任児童委員	1回	11人	児童相談所の機能と児童虐待について、地域とともに考える里親制度、主任児童委員研修 他
区職員	11回	254人	児童相談所の機能と子どもの人権について、児童相談所に必須の医学的基礎知識 他
学校関係者	7回	189人	児童相談所との連携について、児童相談所の機能と一時保護について 他
医療関係者	1回	40人	児童相談所の機能と児童虐待について
行政職員（区以外）	3回	30人	強度行動障害自閉症スペクトラム 他
民間保育施設・幼稚園	2回	100人	児童相談所の機能と児童虐待について、子ども虐待早期発見と対応 保育園、幼稚園、学校の場合 他
放課後事業関係者	4回	123人	児童相談所の機能と児童虐待について、子ども虐待早期発見と対応
その他（市民、里親等）	6回	123人	児童相談所の機能と児童虐待について、里親登録前研修、子ども虐待 悩める家庭の理解 他
計	35回	870人	

事業概要 令和2年度

令和3年10月発行

横浜市中央児童相談所
所長 中澤 智
住所 横浜市南区浦舟町3-44-2
電話 045(260)6510

横浜市西部児童相談所
所長 川尻 基晴
住所 横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10
電話 045(331)5471

横浜市南部児童相談所
所長 原 彰彦
住所 横浜市磯子区洋光台3-18-29
電話 045(831)4735

横浜市北部児童相談所
所長 開地 秀明
住所 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
電話 045(948)2441